

神奈川大学法学研究所 プロジェクト型共同研究
「『ビジネスと人権』をめぐる法規範の生成と発展」公開研究会

当事者の視点、国際人権の視点から 「ビジネスと人権」を考える

2021年2月15日(月)13:30~15:30 (Zoomにて開催)

開会あいさつ

細田孝一 (神奈川大学 法学部)

プロジェクト概要説明

菅原絵美 (大阪経済法科大学)

報告：女性の権利の視点から

近江美保 (神奈川大学 法学部)

LGBTの権利の視点から

谷口洋幸 (金沢大学)

障害者の権利の視点から

川島 聡 (岡山理科大学)

質疑応答

閉会

ご注意

Zoomには開始10分前より入室いただけます。

神奈川大学法学研究所プロジェクト型共同研究 「ビジネスと人権」をめぐる法規範の形成と発展

- 2018～2020年度の3カ年プロジェクト
- 憲法学・経済法学・国際法学を専門とする9名の研究者で構成
- 憲法学・経済法学・国際法学の観点から
「ビジネスと人権」をめぐる法規範の生成と発展を解明
 - ①ビジネスの社会的責任に関する国内法規範の現状と実効性
 - ②国内法規範に関する公権力の対応
 - ③ビジネスの社会的責任に関する国際法規範の現状と実効性

1970年代 先進国の多国籍企業が途上国へ進出：ILO多国籍企業宣言（1977年）など
1980年代 多国籍企業による先住民族の権利侵害などが国連の関心事項に
1990年代 企業の社会的責任（CSR）の広がり
2000年国連グローバル・コンパクト発足・国連ミレニアム開発目標（MDGs）
2003年多国籍企業等の人権責任規範が国連小委員会で採択
2010年 ISO26000（社会的責任に関するガイダンス規格）発行



2011年国連「ビジネスと人権」に関する指導原則

- ①企業が人権を尊重する責任（尊重＝侵害しない）
- ②最低限の人権として「国際的な人権基準」
国際人権章典（世界人権宣言、自由権規約、社会権規約）および ILO中核8条約
- ③自社の事業活動および関係性（バリューチェーン）が対象
- ④人権に関する基本方針、人権デューディリジェンスおよび是正、苦情メカニズム等救済



2015年国連持続可能な開発目標（SDGs）

2011年OECD多国籍企業行動指針、2017年ILO多国籍企業宣言の改定

2011年EUのCSR新戦略、2014年EUの人権・民主主義AP、2017年ASEANのCSRと人権に関する地域戦略

2015年G7エルマウ・サミット首脳宣言、2017年G20ハンブルグ・サミット首脳宣言

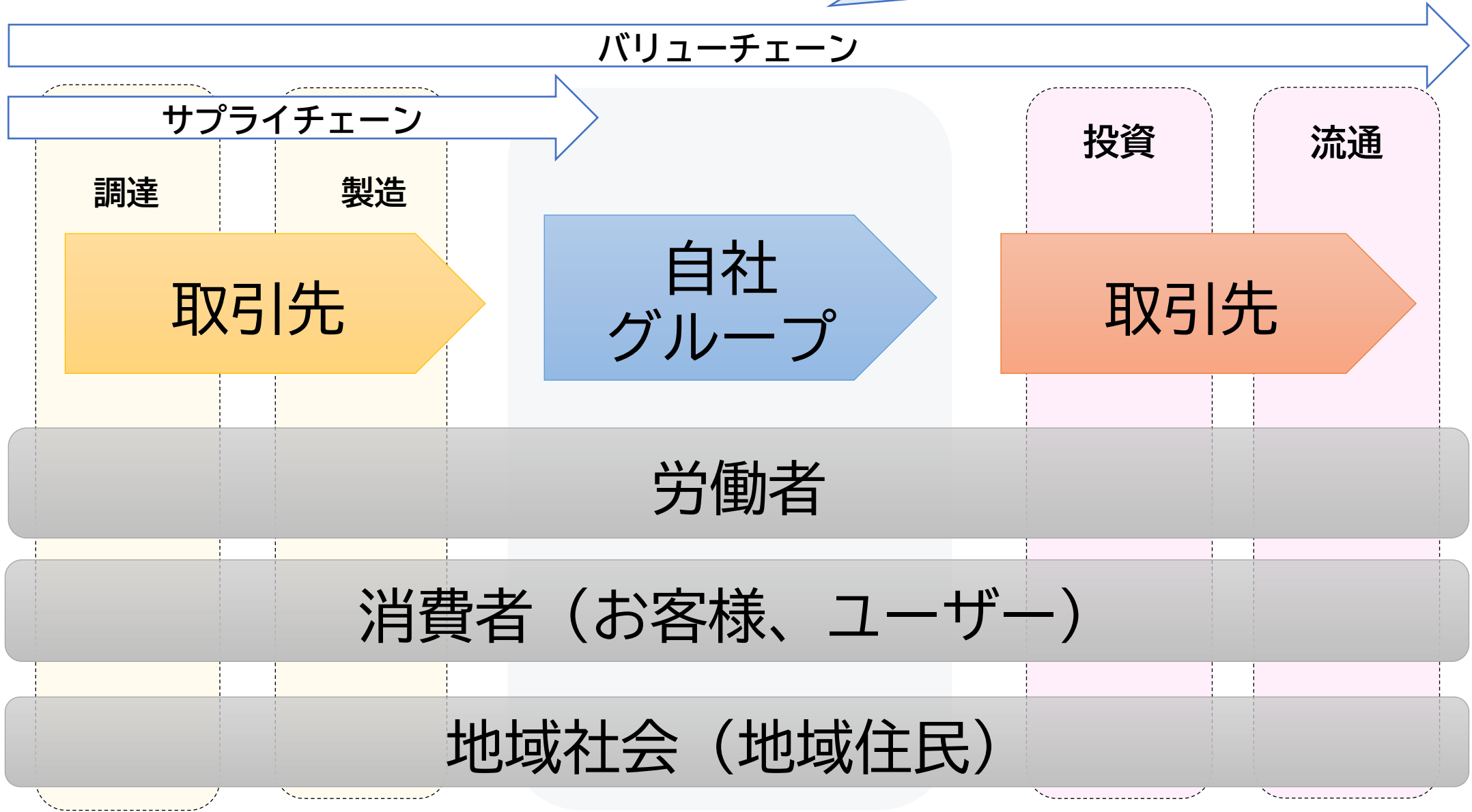
2014年人権理事会決議が加盟国に国別行動計画の策定を要請：2020年日本NAP発表、現在24カ国策定

2015年英国現代奴隷法、2017年仏注意義務法、2018年豪現代奴隷法、2019年蘭児童労働DD法など

2021年 EU
人権デューディリジェンス
の義務化

「ビジネスと人権」とは

国際的な人権基準を尊重する企業の責任



ステークホルダー

当事者の視点、国際人権の視点から「ビジネスと人権」を考える

